

## 消防水利指定承諾書

年　月　日

交野市消防本部

消　防　長　様

申　請　者

住　所

氏　名

消防法第21条第1項の規定により、消防水利の指定について下記のとおり承諾いたします。

記

所　在　地	交野市
水　利　種　別	
型式、水量及び基数	

- 当該消防水利を常時使用できるよう水量を確保します。
- 当該消防水利に消防車両が容易に接近できるように管理します。
- 当該消防水利の維持管理は原則として申請者が行います。
- 維持管理において問題が生じた場合には双方で協議します。

### 参考

#### 消防法第21条

消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

- 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定した消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。
- 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

以上